

定義

- 「空家等」：建築物であって居住などの使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地
- 「特定空家等」とは、
 - ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ③ 適切な管理が行われないうことにより著しく景観を損なっている状態
 - ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。

※空家等の一義的な管理責任は、所有者や管理者にある。

施策の概要

空家等に対する施策

市町村による

- ・ 空家等対策計画の策定、協議会の設置
- ・ 空家等の所在や所有者の調査
- ・ 所有者を把握するための固定資産税情報の内部利用
- ・ データベースの整備 など

このうち特定空家等に対する施策(※)

- ・ 措置の実施のための立入調査
- ・ 所有者に対する指導 → 勧告 → 命令 → 代執行の措置
 (10,676件) (552件) (70件) (23件)
- ・ 所有者不明の場合の略式代執行の措置
 (75件)

※措置件数は、施行時からH30.3末までの合計

空家法に基づく「空家等対策計画」(第6条)

市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画を定めることができる。(第6条第1項)

空家等対策計画に定める内容

- 1. 対象地区、対象とする空家等の種類、基本的な方針
- 2. 計画期間
- 3. 空家等の調査
- 4. 適切な管理の促進
- 5. 空家等及び空家等の跡地の活用の促進
- 6. 特定空家等に対する措置その他の対処
- 7. 住民等からの空家等に関する相談への対応
- 8. 空家等に関する対策の実施体制
- 9. その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

空家等対策計画の策定の見込み

平成30年3月31日時点
国土交通省・総務省調査

	市町村数	比率※
策定済み	774	45%
策定予定あり	753	43%
平成30年度	327	19%
平成31年度以降	38	2%
時期未定	388	22%

※全市区町に対する比率